

門帆といふ。往昔は藁筵を以て帆とせしを、後世木綿を用ひ、綫線を以て之を刺縫て、裂敵れざる爲とす。是を刺帆といふ。當時は刺帆織帆の兩品を用ゆ。

〔和漢船用集十一〕帆の小名縫下スミケンシ貫通スミトウ明律考帆筋ミナトと帆足ホアシ逆帆足サカホアシ大廻索オホマヅナ又大渡ひらきに乗時横にやるをばい廻しと云、

〔肥前風土記神崎郡〕船帆郷在郡同天皇景巡狩之時、諸氏人等、舉落葉船、舉帆、參集於三根川津、供

奉天皇、因曰船帆郷、

〔日本書紀神功〕九年仲十月辛丑、從和珥津發之、時飛廉起風、陽侯舉浪、海中大魚悉浮、挾船則大風

順吹、帆船隨波、不勞、艫楫、便到新羅、

〔土左日記〕このあひだに風よければ、かちとりいたくほこりて、舟に帆かけなどよろこぶ、其音をき、て、わらははも女も、いつしかとし思へばにやあらむ、いたくよろこぶ、此中に淡路のたうめといふ人のよめる歌、

追風の吹ぬる時はゆく舟のほてうちてこそうれしかりけれ

〔枕草子八〕たのもしげなきもの略中

風吹に帆あげたるふね

〔源平盛衰記四十二〕義經解纜四國渡、附資盛清、經頸可上京都、由事

判官源義經下知シテ渡邊島ヨリ船ヲ出ス、吹風木ノ枝ヲ折、立波蓬萊ヲ上、水手楫取吹倒サレテ、

足ヲ踏立ルニ不及ケレ共、究竟ノ者共ニテ舟ヲ乘直シ、帆柱ヲ立テ帆ヲ引事不高、手打懸計

也、風彌強當リケレバ、帆ノスソヲ切テ結分、風ヲ通ス、

〔太平記二十〕奥州下向勢逢難風事

遠江ノ天龍ナダヲ過ケル時ニ、海風俄ニ吹アレテ、逆浪忽ニ天ヲ卷翻ス、或ハ橋ヲ吹折ラレテ、彌。